

○香芝市建設工事成績評定結果活用基準

平成23年4月1日

要綱・通知

管財課

改正 平成30年8月1日要綱・通知

令和3年4月1日要綱・通知

1 目的

この基準は、香芝市建設工事の入札参加者を対象に、香芝市建設工事成績評定要綱(平成21年4月1日施行)に基づき評定された結果(以下「評定結果」という。)において、評定結果が優良な者には優遇措置を行い、技術向上及び受注意欲を高めることにより優良業者の確保を図る一方、評定結果が不良な者には制限措置を行うことにより不良・不適格業者の排除をもって、入札・契約制度の公正性・透明性の向上及び工事の品質確保を図ることを目的とする。

2 対象者

この基準の対象者は、香芝市発注の建設工事(以下「工事」という。)の請負契約を締結し、しゅん工後において評定結果を受けた工事の受注者とする。

3 工事成績評価及び工事成績評価値

この基準において、評定結果に基づく工事成績評価(以下「評価」という。)及び工事成績評価値(以下「評価値」という。)は、次の表のとおりとする。

| 評定結果の評定点   | 評価  | 評価値(点) |
|------------|-----|--------|
| 90点以上      | AAA | 50     |
| 85点以上90点未満 | AA  | 40     |
| 80点以上85点未満 | A   | 30     |
| 75点以上80点未満 | B   | 20     |
| 70点以上75点未満 | C   | 10     |
| 65点以上70点未満 |     | 0      |
| 60点以上65点未満 | D   | -10    |
| 55点以上60点未満 | E   | -20    |
| 50点以上55点未満 |     | -30    |
| 50点未満      | F   | -40    |

4 優遇措置

(1) 優遇工事の入札

市長は、香芝市建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成18年訓令甲第1号)に定める市内の区分の者で、前年度に評価結果の通知を受けた契約と同一工種すべてにおいて、A評価以上を受けた者のみが参加できる工事の入札(以下「優遇工事入札」という。)を実施することができる。ただし、共同企業体としての実績を除く。

(2) 優遇工事入札の決定

優遇工事入札は、当該年度発注予定の工事のうちから、香芝市建設工事等請負業者選定委員会において決定する。

(3) 優遇工事入札の指名業者数

優遇工事入札の指名業者数は、原則として香芝市建設工事等請負業者選定基準要綱(平成16年4月1日施行。以下「選定基準要綱」という。)第2条に定める請負等対象設計金額の区分により定める数を基準とする。

(4) 優遇工事入札の指名業者の選定

優遇工事入札の指名業者の選定は、選定基準要綱第3条に定める格付区分に対する請負対象設計金額を基準とする。

(5) 優遇措置の期間

優遇措置の期間は、当該年の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、当該期間中に香芝市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領(平成30年8月1日施行)又は香芝市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領(平成30年8月1日施行)に基づく入札参加停止(以下「入札参加停止」という。)を受けたとき又はC評価以下を受けたときは、優遇措置を取り消すものとする。

5 成績優秀者の公表及び期間

(1) 成績優秀者の公表方法

市長は、AAA評価を受けた者を成績優秀者として香芝市ホームページに公表する。

(2) 成績優秀者の期間

成績優秀者の期間は、公表した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、当該期間中に入札参加停止を受けたとき又はC評価以下を受けたときは、公表を取り消すものとする。

6 改善計画書の提出

D評価以下を受けた者は、評価結果の通知日から10日以内に改善計画書を市長に提出するものとする。

## 7 制限措置

### (1) 入札参加保留措置

市長は、D評価以下を受けた者に対し、次に掲げる期間について、入札参加保留措置(以下「保留措置」という。)を行うものとする。

イ D評価を受け、改善計画書を提出期限までに提出しなかった者 3ヶ月間

ロ D評価を同一年度内に2回受けた者 3ヶ月間

ハ E評価を受けた者 3ヶ月間

ニ F評価を受けた者 6ヶ月間

### (2) 保留措置の期間の特例

前記(1)ロからニまでの規定にかかわらず、改善計画書を提出期限までに提出しなかった場合は、それぞれ保留措置の期間を2倍とする。

### (3) 保留措置を受けた者の制限

保留措置を受けた者は、保留措置の期間において、本市が締結しようとする保留措置と同一工種の工事請負契約の相手方になることはできない。ただし、他の者が請け負った工事の下請負人になることは妨げないものとする。

### (4) 保留措置の通知

市長は、保留措置を講じたときは、その者に対し通知する。

## 8 評価値の格付けへの反映

### (1) 総合評点の加減

市長は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の27に規定する経営事項審査の結果通知書の総合評点(以下「総合評点」という。)に工種ごとの評価値を加減するものとする。

### (2) 総合評点に加減する評価値の算出方法

総合評点に加減する評価値については、当該業者の建設工事等入札参加資格者登録年度(定期受付)の前年度及び前々年度の過去2か年度の工事の工種ごとの評定点の平均(小数点以下は切り捨てる。)による評価値とする。ただし、平成22年度の評定点は、算入しない。

#### 附 則

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

2 この基準の「4 優遇措置 (1) 優遇工事入札」は、平成24年4月1日以後発注する工事から適用する。

3 この基準の「8 評価値の格付けへの反映 (1) 総合評点の加減」は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。